

## 理 由

植物の新品種の育成者権の適切な保護に資するため、育成者権を侵害された者の救済を図るための制度を充実するとともに、育成者権の侵害に対する刑事罰の強化、虚偽の品種登録表示の禁止等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。